

## 指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、在宅の難病の患者が、主として当該患者を常時介護する者（以下「介護者」という。）の病気治療や休息等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難となり、かつ、病状等の理由により移送が困難な場合その他の一時入院が難しい場合に、当該患者を介護者に代わって看護し、又は介護する者（以下「看護人等」という。）を当該患者宅に派遣するための費用（以下「看護人等派遣費用」という。）を毎年度予算の範囲内で交付し、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (受給の対象者等)

第2条 看護人等派遣費用の交付を受けることのできる者（以下「受給者」という。）は、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病をいう。）又は特定疾患（特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第2条に規定する疾患をいう。）（以下これらを「指定難病等」という。）に罹患している者であつて、かつ、当該指定難病等を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用しているもののうち、県内に住所を有するものとする。

2 看護人等派遣費用の交付の対象となる看護人等の派遣の範囲は、知事が別に定める。

### (認定)

第3条 受給者となろうとする者は、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者又はその者と生計を一にする者のうち看護人等派遣費用を負担するものは、知事が別に定める申請書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、受給者と認定したときは、その旨を通知するものとする。

### (有効期間)

第4条 前条第1項の認定の有効期間は、1年以内とする。

2 前項に規定する認定の有効期間（当該認定の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときあつては、当該更新を受けた認定の有効期間）の満了後引き続き当該認定に係る受給者となろうとする者は、認定の有効期間の更新を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により認定の有効期間の更新を受けようとする場合について準用する。

### (認定の取消し)

第5条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、受給者の認定を取り消すものとする。

一 入院期間が三月を超えるとき。

二 人工呼吸器の装着を中止し、又は中断したとき。

三 県内の市町村の住民基本台帳から消除されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当することとなつた者は、知事が別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。